「諮問第9号堺市立男女共同参画センターに係る行政財産目的外使用不許可決定処分 に対する審査請求の裁決について」に対する付帯決議

今期定例会に提出されている、諮問第9号堺市立男女共同参画センターに係る行政財産目的外使用不許可決定処分に対する審査請求の裁決については、本件審査請求の審査庁である堺市長が、本件審査請求を棄却裁決するに当たり、地方自治法第238条の7第2項の規定に基づき、本市議会の意見を求めるため諮問したものである。

本件審査請求を棄却するとの裁決については、行政財産目的外使用許可の可否を行う処分庁である堺市長には裁量権が認められ、行政財産目的外使用不許可処分を行うに当たり、その裁量権の逸脱は認められないことから、やむを得ないものと考えるが、本裁決を行うに当たり、市執行機関においては、下記各項を履行することを強く求め、ここに付帯決議する。

記

- 1. 堺市長は、審査請求人であり、かつ堺の市民団体である堺市女性団体協議会に対して、 丁寧かつ十分な説明責任を果たすこと。
- 2. 堺市長は、審査請求人であり、かつ堺の市民団体である堺市女性団体協議会とは、これまで長年にわたり構築してきた信頼関係を損なうことなく、その姿勢を維持すること。